

出雲西部体育館のご利用について

特定非営利活動法人出雲スポーツ振興 21
・ 出雲市長浜地区自治協会共同事業体

利用可能時間

原則 午前 9 時～午後 10 時まで

※午前 9 時より前に利用する場合は時間外利用となります。手続きが遅れますと希望する時間に利用できない場合もございますのでご注意ください。

※催し物の宣伝、案内等は、内容、時間等を施設側と確認し、手続きを終えて行ってください。

※利用を承認していても災害時や施設の改修、公的利用等により、ご利用日時の変更、または中止をしていただくことがありますのでご了承ください。

利用の手続き方法

①大会及びイベント等で利用する場合（※原則 1 日以上・概ね 8 時間以上）は、利用調整において決定します。日程が確定した後、「出雲市スポーツ施設使用許可申請書」に必要事項を記入し、当年 3 月末までに提出してください。（※利用調整：毎年 2 月中に実施し、次年度の利用を決定させます。）

②上記以外の大会及びイベント等の場合は、利用調整が終了した後より受付いたします。

③大会及びイベント以外の申込みは利用日の 1 月前の日の属する月の初日から受け付けします。（ただし利用調整が優先されます。）

④予約は、出雲市予約システムにて空き状況をご確認いただき、システムから行ってください。予約後、1 週間以内に「出雲市スポーツ施設使用許可申請書」を提出してください。申請書は法人ホームページからダウンロードし、メールにて提出いただくか、管理事務所窓口にてご記入・ご提出ください。※電話での予約の場合、ご希望に沿えない場合もあります。（他の団体がシステムから先に予約をされる可能性があります。）

⑤利用料金は利用日当日までにお支払いください。（前納）
（※国、地方公共団体又は公共的団体の場合は、料金後納が可能です。）

利用の変更・取消し（キャンセル）について

利用の変更・取消（キャンセル）する場合は指定する書類に必要事項を記入し提出してください。また、取消し（キャンセル）により還付金（返金）が発生する場合は「利用料還付請求書」をご提出ください。

ア. 利用者の責によらない事由により利用できなくなったとき 全額

イ. 利用の開始日前 15 日までに申し出たとき 全額

ウ. 利用の開始日前 7 日までに申し出たとき 利用料の 5 割相当額

※利用団体間、又は利用団体内であっても、一度承認した（利用調整を含む）利用の譲渡はできません。

利用上の注意

- （1）利用するときは、利用許可書を必ず携帯してください。
- （2）館内は土足を禁じておりますので、室内用の履物をお持ちください。
- （3）貴重品等の盗難事故には、各自十分ご注意ください。
- （4）利用許可を受けた施設、器具以外は利用できません。
- （5）利用のための準備、利用後の原状回復、清掃等は利用時間内に行ってください。
- （6）許可なく印刷物、ポスター等の掲示や配布、物品の販売その他これに類する行為はできません。
- （7）所定の場所以外での飲食、喫煙は固くお断りいたします。
- （8）危険物、動物等の持ち込みは禁止いたします。
- （9）ゴミは持ち帰るようお願いいたします。
- （10）施設、器具等は大切にお使いください。設備等を故意・過失により破損・損失した場合は、主催者の責任で弁償していただきます。
- （11）その他、職員の指示する事項は必ずお守りください。
- （12）AED（自動体外式除細動器）は西部体育館玄関にあります。

駐車場に関して

長浜中央公園及び長浜コミュニティセンターの駐車場として共用しております。特にイベント利用がある場合は駐車場が混雑することが予想されます。できるだけ乗合わせて来場していただくよう周知をお願いします。

【お問合せ先】

NPO 法人 出雲スポーツ振興 21
〒693-0058 島根県出雲市矢野町 999
TEL (0853) 25-1006 FAX (0853) 25-0106